

平成24年 5月25日

大阪大学箕面地区教職員組合  
執行委員長 岡本真理 殿

国立大学法人大阪大学  
総務企画部長 中村 信



平成24年5月10日付け申入れに対する回答

標記文書による申入れについて、以下のとおり回答させていただきます。

旧大阪外国語大学で雇用されていた外国人教師及び外国人招へい教員（以下「外国人教師等」）が統合後も引き続き大阪大学に雇用されることとなった場合、その労働条件は「従前の例による」こととされております。

ただ、労働基準法は労働者の国籍による差別的扱いを禁止しているため、本学では、外国人教師等としての新たな雇用は行わず、これを特任教員（常勤）等として雇用することとしているところです。

この特任教員（常勤）等は、国籍に係わらず雇用するものであるため、外国籍であることを理由に帰国旅費を支給することは、法の趣旨に照らして妥当性を欠くと大学では考えております。

次に、外国籍を有する教員へのサポートについては、大学としても、国際教育交流センター箕面分室に専任スタッフ（生活相談員）を置き、留学生等の生活面での相談に応じたり、様々な情報を提供するなどの取組みを行っております。

また、「サポートオフィス」を設置し、留学生、外国人研究者及びその家族が必要とする入国前から帰国時までの各種情報を随時提供するとともに、来日前の査証（ビザ）取得等に関する手続きをはじめ、来日後に必要な諸手続き等に関し案内や説明を行うなど、これらの方々をサポートする体制をとっております。

他方、同オフィスでは、新たに来日した者を対象に毎月オリエンテーションを実施するとともに、外国人研究者や留学生等の受入れ事務を担当する職員を

対象とした説明会や研修会も年2回実施しております。

さらに、同オフィスでは、来日後の生活に役立つ情報を随時HPに掲載するとともに、パンフレットやオリエンテーションDVDを作成するなど、そのサポート体制を充実するよう、努めているところです。

以上のとおり、外国人研究者等の受入れ体制の整備・充実に関しては、大学としても力を入れて取り組んでいるところですが、専門とする言語が多種多様であることから、世話教員の方にご負担をお願いせざるを得ない部分もございます。

以上、引き続き、ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。